

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 6 年 6 月 2 1 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所管理部門釧路拠点長 高村 良治

## 1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 北光丸無線局定期検査及び点検整備業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 6 年 9 月 3 0 日
- (4) 履行場所 北海道釧路市知人町地先 官公庁船岸壁  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 漁業調査船北光丸
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「船舶整備」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。  
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## 3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

### ① 直接交付

北海道釧路市桂恋116番地  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
水産資源研究所管理部門 釧路拠点  
電話 0154-92-1709  
FAX 0154-91-9355

### ② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「北光丸無線局定期検査及び点検整備業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

### ③ メールによる交付

任意書式に「北光丸無線局定期検査及び点検整備業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

## 4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関し質疑がある場合には、令和6年6月28日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質疑を行うこと。当日までの質疑を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に

対して行うとともに当機構のホームページにて公表することにより入札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を侵害するおそれのある記述がある場合には、当該箇所を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することがある。

## 5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和 6年 7月 10日 10時 00分  
北海道釧路市桂恋116番地  
国立研究開発法人水産研究・教育機構  
釧路庁舎 会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和 6年 7月 9日 17時 00分  
3. ①に同じ。

## 6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

## 8. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先  
次の①及び②いずれにも該当する契約先  
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること  
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること※注2
- なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。
- ※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えると認められる者を含む。
- ※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報  
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名  
② 当機構との間の取引高  
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨  
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上  
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報  
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）  
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日  
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他  
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認ください。また、所定の情報提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。なお、応札若しくは応募又は契約の締結を希望する場合は、ご了知願います。

#### 9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: [http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge\\_request/note\\_contract.pdf](http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf))をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

# 業 務 仕 様 書

1. 件 名 北光丸無線局定期検査及び点検整備業務
2. 業務目的 本業務は、北光丸に開設する船舶局及び船舶地球局の無線局定期検査、並びにGMDSS無線設備のうち救命設備・航海用具について船体検査をするための関連整備を行い、関係官庁の検査に合格させることを目的とする。
3. 業務場所 北海道釧路市知人町地先 官公庁船岸壁  
国立研究開発法人水産研究・教育機構 漁業調査船北光丸
4. 業務期限 令和 6年 9月30日
5. 業務内容
  - 1) 電波法及び関連法令に基づき、次に掲げる対象機器の点検整備を行い、無線局定期検査（書面検査）に必要な整備記録・試験成績表を作成すること。
  - 2) 船体検査用として、救命設備、航海用具の整備記録・試験成績表を作成すること。  
なお、船体検査受検は本契約とは別に、当所が手配し、受検するものとする。
  - 3) 下記①GMDSS機器に掲げる救命設備（4、5、6）については、陸揚げ点検整備後、元の場所に戻し復旧すること。
  - 4) 周波数カウンター及び終端電力計の較正を行い、終了後に較正証明書を提出すること。
  - 5) 無線コンソール内、各アンテナの点検を行い、不具合がある場合は、監督官と協議の上、補修等を行うこと。
  - 6) Xバンドレーダー及びSバンドレーダーに内蔵されている無停電電源装置のバッテリーを交換すること。

北光丸に搭載される無線設備は以下のとおり。

## ①GMDSS機器

1.	MF/HF無線装置(DSC内蔵)	日本無線 JSS-2500	1台
2.	No.1国際VHF無線装置(DSC内蔵)	日本無線 JHS-800S	1台
3.	No.2国際VHF無線装置(DSC内蔵)	日本無線 JHS-800S	1台
4.	衛星EPIRB	日本無線 JQE-103	1台
5.	レーダートランスポンダー	日本無線 JQX-30A	2台
6.	双方向無線電話装置	日本無線 JHS-7	3台
7.	英文ナブテックス受信機	日本無線 NCR-333	1台

8.	インマルサットC (EGC、LRIT、SSAS 内臓)	日本無線 JUE-87	1 台
9.	レーダー (Xバンド)	日本無線 JMR-9225-9X	1 台
10.	船舶航空機間双方向無線電話	日本無線 FSG-4	1 台

②一般機器

1.	MF/HF無線装置	日本無線 JSS-296	1 台
2.	全波受信機	日本無線 NRD-301A	2 台
3.	27MHz 25W SSB送受信機	太洋無線 TH-4035	1 台
4.	船舶自動識別装置	日本無線 JHS-183	1 台
5.	和文ナブテックス受信機	日本無線 NCR-733	1 台
6.	船上通信装置(基地局)	日本無線 JHS-400A	1 台
7.	船上通信装置(携帯局)	日本無線 JHS-430	5 台
8.	船上通信装置(携帯局)	日本無線 JHS-431	6 台
9.	レーダー (Sバンド)	日本無線 JMR-9272-S	1 台
10.	衛星無線航法装置	古野電気 GP-170	2 台
11.	衛星無線航法装置	古野電気 SC-130-HK	1 台
12.	ファクシミリ受信機	日本無線 JAX-90	2 台

7) 上記1)～6)の業務完了後、北海道総合通信局宛に無線局定期検査申請を行い、同検査に合格させること。合格後、当該検査証書及び完了報告書を当所へ提出することにより、業務完了とする。

8) 北光丸船舶局及び船舶地球局の免許番号等、検査受検に必要な情報は別途提示する。

6. その他

- 1) 詳細については担当職員と協議の上、行うものとする
- 2) 無線設備の不具合を発見した時には、直ちに担当職員へ報告すること。
- 3) 本業務の実施にあたり、船内への防汚に努めること。
- 4) 不明箇所は担当職員と協議し、指示を仰ぐこと。